

上関茶洗隊の活動とその意義

前田朋章

はじめに

幕末という激動の時代を被差別民衆がどう生きたのか、それは非常に重要かつ興味深い問題である。歴史の節目をただ手をこまねいて見ていただけでなく、つねに動乱を契機に「差別」からの自主的、自立的な「解放」をめざしていた事実もある。

長州藩（現在の山口県）の場合、幕末期に被支配民衆からなる諸隊が結成され、その一翼に維新団や一新組などの被差別部落民からなる諸隊が結成されていたことはすでに著名なことである。ところで、私は、その活動が解放闘争という性格を持っていたと確信するものであるが、権力に

利用されたにすぎないとの説もあり、歴史的に評価が分かれているところである。

ただ、部落民諸隊の場合、一八六三年（文久三）の吉田稔麿による「屠勇取立」⁽¹⁾からもある程度の推測ができるように、藩政府から多くの制限をうけ、上から結成されたという形態をとらざるを得なかったが故に、ある程度の「解放」への志向が潜在化することを余儀なくされたのである。

「幕末における長州藩部落民諸隊の活動」⁽²⁾を発表した際には、数人の人から御批評をいただいた。そのなかで、部落民諸隊への評価として、権力側の利用説が少なくなかったと思われる。

たとえば、高橋啓氏からは、

もまた浮はれはしな⁽³⁾。
という。

もっとも、部落民諸隊の活動が「とんでもない幻想であり虚像である」とするなら、それこそ、部落民諸隊に参加し、芸州口で生命をかけて闘った若者達も浮はれはしな⁽⁴⁾。

長州藩の被差別部落民諸隊の結成と活動について「部落」解放をめざす反封建闘争であるとする立場から論及している。そのさい、氏は、「部落民」諸隊が軍事的目的のため上から結成されたとする見解に対して、それは利用された側面だけを強調し「部落の人々の『解放』を願う心情を理解しえないもの」であるとし、「部落」の立場に立って「部落」史をとらえることの必要性を主張する。氏の「部落民」諸隊による共感は十分窺い知ることができ、肝心の「解放闘争」と位置づける論拠そのものが、氏の行論のなかから説得的に吸みとることができないのは何故なのであろうか。

との批評をいただきたい。
また、地元山口の北川健氏によれば、

当発表は、幕末長州藩の部落民軍隊について、これまでの定説・通説を虚像として根底からくつがえすものである。すなわち、田中彰氏（昭30）布引敏雄氏（昭49）安達五男氏（昭56）利岡俊昭氏（昭58）前田朋章氏（昭59）によっても説かれてきている歴史像は、とんでもない幻想であり虚像である。（中略）「名目のみの解放」（布引氏）「解放は幻想にすぎなかった」（利岡氏）と云い添えられていること自体、研究者自身が「解放」を幻想してのウラガエシ、ウワヌリである。ために、幻想の二重像のもとで、部落民軍隊についての論議と評価がどれほどゆがめられ、どれほど迷妄の堂々めぐりを余儀なくされてきたことか。これでは部落民軍隊はもとより、現代の市民一般



維新団員戦死者を弔う墓碑銘
「松井神霊」と刻まれている
（山口県熊毛郡周東町）

私は、はたして、部落民諸隊は走狗でしかないのかとの疑念にかられる。私自身は解放闘争であったと確信する。現在においても、維新団員を数多く送り出した山口県の部落では、戦死した若者の墓を「軍神」として祀っているという事実、又、維新後、その部落では「其の意気は善なる方向に転じて覚醒の声起」⁽⁵⁾ったという事実を踏まえるな

り、部落にとって彼らの活動が解放闘争という性格を持つものであったことは明らかである。

そして、なによりも、一九二二年（大正十一）に創設された全国水平社の機関紙『水平新聞』の創刊号に部落民諸隊の活動が紹介されている。このことは、早くから部落解放を願う人々によって、彼らの活動が部落の輝ける歴史として評価されていたのである。権力の走狗説が地元でいかなる説得も持たないのは明らかである。

本稿では、維新団、一新組が結成される以前に、茶洗自らによる自主的な隊である「上関茶洗隊」の結成が行なわれ、それが、「解放」をめざしていた事例を紹介し、その活動が「解放闘争」と位置づけられる根拠を明らかにしたい。そして、幕末という激動期を生きた茶洗——日本史では語られることのない——の姿を浮き彫りにしたいと思う。

一、第二奇兵隊の弾圧

一八六六年（慶応二）三月六日、第二奇兵隊は、上関宰判大野村茶洗金作をはじめとする二十八人の茶洗を逮捕した。表向きの逮捕理由は、金作らの茶洗隊が「敵謀之周旋」という「不容易企」をおこなったという嫌疑によるも

衆にとつてはあくまでも、諸隊、奇兵隊を通しての幕末、維新であり、諸隊に参加することが反封建闘争を闘うことであった。

しかし、金作らの奇兵隊が弾圧された慶応二年当時においては、文久期における各地方での相次ぐ諸隊の結成、諸隊への興奮と願望が一步ずつ民衆の手から離れつつあった。それは、迫り来る第二次幕長戦争、ひいては、倒幕戦にむけて、挙藩一致態勢を固める必要があったこと、藩権力の高杉らの倒幕派への集権化であった。それは、諸隊そのものが、藩権力の監視統制下に移行する過程でもあった。ここで、当時の長州藩の情勢について簡単にふれてみたい。

高杉らの倒幕派の諸隊への監視統制のプログラムの原点は慶応の軍政改革に見出すことができる。軍政改革については、田中彰氏の研究⁽¹²⁾につきるので、ここでは、若干の私見と、補足説明を加味するにとどめたい。

慶応の軍政改革は、第一に「西洋陣法」の採用による藩権力の近代装備化、第二次幕長戦争に備え、挙藩一致態勢を固めることである。第二には、兵制改革に伴う人材登用の問題で軍事力の再編統一、集権化を容易ならしめること、第三としては、藩軍事力の再統一である。この過程において世禄の武士団の再統一が行なわれ、大別すると、(一)

のであった。この内、首謀者と見られる大野村茶洗金作と熊毛宰判小周防村茶洗富蔵は逮捕されるとすぐさま取り調べを受ける。しかし、両者の供述に食い違いがあるため、八日には二人の対決審問が行なわれたようである（二人の供述については後でふれることにする）。

この茶洗らを逮捕した第二奇兵隊は白井小助を総督とする諸隊の一隊で、後に立石孫七郎、世良修蔵などの人物を輩出して有名である。

長州藩では、一八六三年（文久三）六月、馬関（現在の下関）で攘夷戦の砲門が開かれてから、諸外国との戦闘において、従来の家臣団の無力さがあまることがなくあばかれ、この事を憂慮した藩当局は、高杉晋作をして奇兵隊を結成させたのである。奇兵隊には、武士のみならず、被支配民衆に門戸が解放されたのである。しかし、穢多、非人、宮番等の被差別民衆ははじめから除外されていたのである。⁽¹³⁾ その当時の長州は「國中至ル所団隊在ラザル地ナシ」という状況にあり、各地に諸隊が結成され、自由な農商兵の取り立てというまった中であつた。藩権力による非常時の軍事登用に他ならぬことであるが、藩権力による上からの郷土防衛意識を扇られ、これに呼応した民衆のエネルギー（言うなれば反封建エネルギーと言うべきか）を利用するものであつたことは明らかである。しかし、民

家臣団隊（足輕・中間も含む）、(二) 諸隊、(三) 農（商）兵隊となる。これらの再統一過程においてその中核に家臣団（世禄の武士団）からなる干城隊がおかれていることに留意しなくてはならない。これにおいて一切の軍事力（諸隊、農・商兵隊）は倒幕派権力のもとに組み込まれ、統合されていく。

このような状況下にあつては、文久期のような自由な農商兵の取り立ては、必然的に禁止されざるを得ない。当時の中心人物のひとりであつた桂小五郎（木戸孝允）は「妄ニ諸郡江罷越、勝手ニ農商兵事ニ引立候儀ハ堅く被差留候事」と述べ、又、同様の藩令は次のように述べている。

銃砲其外之技芸を以是迄師弟之盟約せしめ居候とも、前件両条之管轄を外れ農商之者勝手ニ取悩差留候事⁽¹⁴⁾

藩権力の掌握下にある軍事力以外はいかなる「師弟之盟約」——私的關係であろうともこれを許さず、一切の軍事力を藩権力のもとへ集中させ、私的軍事力のすべてを否定したのである。

ここで、ひとつの事例を紹介すると、小郡宰判において農兵を数百人集め、「自力以一取立⁽¹⁵⁾」ていた佐分利隊の農兵組織者、佐分利頼民に対して藩は、「此度軍制改正被仰出、諸郡一統之御規則ニ茂拘里、無余儀次第二付不被差免候⁽¹⁶⁾」として農兵隊の結成を許可せず、「梃地咎端」を下

賜してその功をねぎらっているのである。金作らの茶洗隊に対する何の前ぶれもない弾圧、解体という強硬な対応と比して考えると、その大差を感じずにはおれない。ここに藩権力の被差別民である茶洗に対する差別意識が介在していたことは十分考えられる（藩権力の差別意識は、部落民諸隊に対する扱いによっても明らかである）。また、茶洗自らによる下からの自主的な隊の結成に対する脅威でもあったろう。

この軍制改革のねらいは、諸隊そのものに内在する人民的要素を除去するものであったことは明白であり、こうして自由な農商兵の取り立ては禁止され、人民の反封建エネルギーは潜在化を余儀なくされる。このような時期において、下からなおかつ自主的に結成された上関茶洗隊が弾圧解体させられたのはむしろ必然であったかも知れない。よほど、藩権力にとって都合の悪い「何か」を茶洗隊が内包していたことが推測できる。それは、彼ら茶洗隊が差別からの「解放」を明確に表現していたからであり、それ故にこそ弾圧解体されたのである。

第二奇兵隊に捕られた茶洗隊の首謀者の金作と富蔵の主張に若干の相違点はあるものの両者の調書を中心に足取りを追って、そのことを考えてみることにする。

二、金作と富蔵の口書

山口県文書館には上関茶洗隊に関する資料として『熊毛郡大野村農民血盟書』『第二奇兵隊ニ被召捕茶洗金作、富蔵ニ関する史料』が保存されている。この後者の史料を次に紹介し、金作らの足跡を追ってみる。まず、金作の調書である。

大野村茶洗 金作
寅廿九歳

右申口

一 丑二年廿五日曉、妻子召連同断三人二而出足、出雲大社江心願有之参詣いたし、彼地より伊勢参宮致し、帰路京都伏見淀大坂之間ニ借宅を構へ、表ハ売菓渡世と見せかけ、内実ハ京撰之事情探索致し候積りニ而罷在候処、妻子とも国許なつかしく頻ニなげき候二付、大坂町御堂前ニ而ト者へ掛り運勢を為占候所、御手前ハ当地ニ居候而は命無之、因ニ帰り候へは運強く立身可相成と答候ハ、ト者申候ニは多年ト者致し己に六十歳ニ及候得共、未だ占之通当り候上ハ礼ニ登り候と申ハは誠ニ珍ら敷事とて、酒肴差出候節、相尋候ニは、御手前ハ九州人と被申候得共、左様ニては有間敷、防

長人ニ相違無之と申候付、決て防長人ニは無之と申、ト者名前相尋候処、身は壬生新撰組之者にて、表ニ敬天下裏ニ尊長州と相咄、名前相渡呉候、右敬天下尊長州と申事承り、実ニ嬉しき次第第二奉存候二付、不取敢帰国仕候段申立候事

一 八月十三日、富蔵二面会致し候節相咄候義、右地行中始末物語致し、其後相互ニ棒術稽古等之儀、彼は相談致し候外無之段申立候事

一 九月九日、嵯峨村祭礼之節富蔵江出合候処、右同人咄ニハ、互ニ賤敷者故、迎も一通之御奉公は不相成よし兼て承及候付出精之出段無之乎と相尋候間、御国恩さへ忘れ不申候ハ、同類相募り、御暇を貰ひ他国之参り、戦争之節御国為裏切なり共致し候様之手段可致より外無之候と申聞候段申立候事

一 昨丑十一月より吉見隊へ御願申上、付属ニ相成、古流筒廿九挺計り借請稽古固屋等取調ひ候付、就てハ竹木御渡しニ相成、庄屋福永藤兵衛取計を以出来居候、其余之品々自力を以取続候事

三月

(傍点 筆者)

以上が金作の調書である。もう一人の首謀者と思われる富蔵も同様の「口書」があるが、両者の主張に若干の相違

点がある。新撰組について富蔵口書は「同村金作より申聞候は、信州善光寺江参詣致し候帰路大坂町髪結床へ立寄り、壬生組と申ハ如何之者哉と承り合わせ候所、浪士と申候二付、居所相尋ね罷越、私儀は芸州宮島之者而各方面之組ニ入呉度段相頼候所、独身者か又は妻子有之者かと相尋候二付、夫婦ニ娘者人都合三人同断之者と相答候、さすれハ妻子十里余之処へ預ケ置、者人参り候ハ、組ニ入可違段申聞候二付、其段堅約定し書付請取帰国致候」とあって、新撰組隊士と出会った場所、隊士像、入隊志望の動機が食い違っている。又、隊の結成についても富蔵の「口書」には、「同志の者募り置、戦争相始まり候節、勝軍之方加勢可致、尤其内敵方江合力致候ハ、格外出精も相成候」とある。金作は罪を認めたくないために偽っているようで、富蔵の口書の方がやや信頼がおけそうである。

この茶洗隊は、慶応元年に大野毛利氏の家臣の隊とでも思われる吉見隊へ付属することになり、大野村八幡宮に屯所を構え、稽古場を建てて訓練に励んだ。隊の結成の際には、血盟して誓約しあっている。その血盟書を次に示す。

盟約

一 毎月三八之日六ツ時より稽古取懸之事尤道程式里又ハ八巷里相隔り候部ハ、五ツ時出揃之事

一定日出勤一日欠候ても誓約違候間、乱髪申付候事

一同出勤式度三度及不動候節ハ、半髪にして固屋前正
義柱ニ括り付置候事
一盗かたり其外不義なる事致候者ハ、見届次第取札之
上割腹申付候事

一何時ニても異変之節ハ、各屯所大野稽古場ニ集合
致、一同其向江駆付、粉骨を可尽候事

頭取元

金作(血判)

大野村

字三郎(血判)

(以下十五名略)

右慶応元年十一月廿九日同心致候事(血判)⁽²²⁾

この盟約に出てくる金作は、これまでにふれた大野村の茶洗金作であり、原典は農民となっているが、この盟約の作者が茶洗であることがわかる。盟約に書かれてある茶洗は、大野村、佐賀村、仁保庄など十七ヶ村三十一名に及ぶ、金作のオルグが精力的でなおかつ説得力を持っていたことがわかる。そして、「各々其分限を相弁へ」⁽²³⁾ではじまる維新団規則とはかなりの差を感じずにはおれない。茶洗身分に相弁えることなど一言も書かれておらず、金作らの茶洗がこの隊へかける一種の鬼気迫るもの、それはまちがいなく「解放」への熱情そのものである。

こうして茶洗自らによる茶洗隊が発発した。しかし、前

出の通り第二奇兵隊により弾圧解体される。そして、首謀者と見られる金作自身が取調べ中に自殺して果てるのである。

金作と富蔵との「口書」に若干の違いはあるものの、金作が大坂(坂)で新撰組隊士とも言うべき人物と出会ったこと、そして、隊士になるよう勧誘されたことはおおむね歴史的事実であるといっている。金作は新撰組から一体どのような影響を受けたのであろうか。

三、新撰組と茶洗隊

これ以外にも、金作と新撰組との接点を示す史料が残されている。それは新撰組から金作への「入隊許可書」とも言うべきものである。

摂州難波弓場町

壬生新撰組

尾関弥四郎内

村井善三郎事

易名北山

(慶応元年) 丑四月十四日⁽²⁴⁾

これによると慶応元年四月十四日に摂州難波弓場町で金⁽²⁵⁾

作が新撰組隊士とも言うべき易者北山と出会ったと考えられる。

この入隊許可書とでも言うべき古文書に新撰組隊士と思われる尾関弥四郎、村井善三郎事易名北山の二名が記されているが、新撰組関係の史料から隊士と確認できるのは、尾関弥四郎のみであり、村井の氏名は隊士の名簿の中に見出せない。

慶応元年当時の新撰組の大坂における活動拠点とも言うべき所は、まず、京屋であるが、屯所として有力視されるのが万福寺であることが、

先月中万福寺迄御尋被下、難有仕合ニ手前儀者上京之節ニ、其君様御面かきも仕らつ、まことに残年ニ而候⁽²⁶⁾という資料からうかがえる。

幕末の京洛において、勤皇の志士から鬼よりも恐れられた新撰組も大坂における活動記録はあまり明らかではないが、万代修氏や山村竜也氏らの新撰組研究家によってその足跡をたどることができる。

すなわち、同年(慶応元年)一月八日に、土佐脱藩浪士らの大坂城焼き打ちという過激な企てを阻止すべく松屋町のせんざい屋に斬り込んだいわゆる「せんざい屋事件」⁽²⁷⁾の記録から、谷三十郎、谷万太郎、正木直太郎、高野十郎らが大坂にいたことは確実である。この内、谷万太郎、谷三

十郎は副長助勤でれっきとした隊士であり、他の二人は隊士であった記録もなく、まして尾関弥四郎が当時、万福寺にいたとの記録も新撰組の史料には見出せない。また、新撰組側の記録に金作の名は見出せない。

だが、いずれにせよ、金作と新撰組隊士とも言うべき易名北山が出会ったことは歴史的事実と評価してもまちがいない。弓場町と万福寺の現在位置からしても徒歩可能範囲であり、ここに被差別身分である茶洗金作と新撰組との出会いが始まる。

金作にとって、新撰組の存在は、郷里の長州で見た諸隊と同じものと考えられたし、文久三年の「屠勇取立」を見てきた彼にとってはまさに時は自己の解放の時期に写ったのであろう。それは彼らの「口書」にある「格外出精」という言葉にあらわれている。

慶応元年当時の新撰組の状況は、土方が四月に江戸へ下り隊士の募集しているという事実もあり、同時に京阪でも隊士の募集をしている。これらから考えられる事は、金作と易名北山との出会いには偶然でなく必然であったことである。ただ新撰組から金作への入隊許可書とも言うべき書付中にある尾関弥四郎は大坂屯所の責任者ではなく、大坂における隊士募集の担当幹部のひとりであり、村井とは、その尾関の手下のように理解できる。隊士募集の候補者のひ

とりとして金作がいたということ、それ以外には特に接点はない。

しかし、金作のその後の行動から見ても新撰組は少なからず影響を与えたと考えられる。彼にとつて新撰組も「屠勇取立」も大同小異なものとして考えられていたのである。

ところが、長州へ帰った金作は大きくまわりつつあった歴史の歯車を感じた。今や対幕府戦争へむけて挙藩一致体制が確立されつつあり、その戦争を遂行すべく各地に諸隊が数多く結成されていた。しかし、諸隊そのものが藩政府の管理統制下への移行期であった。もはや、帰省した時点において上京し、新撰組に加わる理由はなくなつた。地元で隊を結成する方がつとより早かつたのである。地元領主である庄屋藤兵衛のとり計らいで古流筒をかりうけ、その他のもは、自力をもつて取りそろえた。そして、吉見隊へ付属を願ひ出した。その年の十一月に金作を頭取に十七名の茶洗が血判盟約、やがて隊員四十名にもふくらんだ。もはや「解放」は目前に迫つたのである。

ところが、前述のように慶応二年三月、突如金作らの茶洗隊は、岩城山から出動してきた第二奇兵隊によって包囲され、金作ら二十八名は拘引された。「解放」の夢は目前にしてついでたのである。

おわりに

それでは、一体金作らの茶洗隊は、幕末において長州藩で数多く結成された諸隊の中でどのような位置をしめるのであろうか、いわゆる諸隊と呼ばれるほとんどの隊は、藩という意識に支えられ、郷土防衛意識に燃えていたと考えられる。ただ、しかし、諸隊のもっとも代表的な奇兵隊においても人民的要素が内在していたことが推測できる。それは、教法寺事件において、その人民的要素（反封建的要素）が存在したことを証明したからである。そこには、従来の支配層であつた武士への不満が爆発した。H・ノーマン氏は奇兵隊を「組織された農民一揆」と言われたが、的を射た表現である。

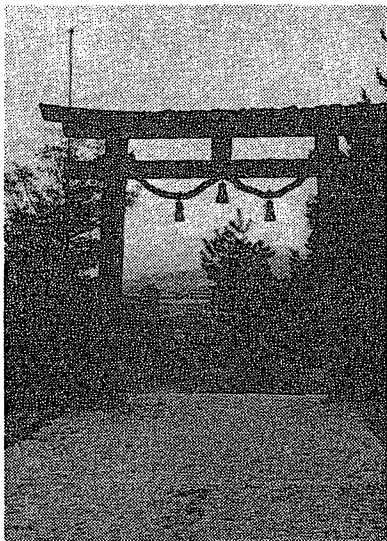
しかし、金作らの茶洗隊は、藩という意識などなく、封建的身分秩序を否定している点に注目したい。

まず、彼らの隊の盟約は、二人の「口書」に流れる一貫した「解放」への志向である。時の混乱に乗じて自らの「格外出精」Ⅱ（解放）をとげようという姿勢である。

次に、「互に賤しき者故」として茶洗という被差別身分に立脚していること。第三に、「同類相募り」として、茶洗の横のつながりを明確にしていること、自らの解放をか

ちとるためには、自らが被差別民であることを確認しあひ、その上に立って横のつながりを確立し、それを基礎として自主的に隊を結成していること、これが他の諸隊と決定的に違つている点である。

以上の点から見ても茶洗隊の評価は、「解放」をめざす連帯組織としての性格を持ち、自主的に結成した「解放」闘争の部隊であると言える。しかも、当時の被差別民衆の解放への志向を具体的にあらわしたものとと言える。



金作らの茶洗隊が「解放」への夢を託した「大野稽固場」より、第二奇兵隊の陣屋があつた岩城山を望む

この上関茶洗隊が弾圧、解体された同年六月に、藩政府によってある程度の「解放」への志向の潜在化を余儀なくされて「維新団」「一新組」が結成された。しかし、茶洗

隊に流れる「解放」への志向はこれらの部落民諸隊にも流れていたのである。たとえ、支配者の意図がどうであれ、「解放」を信じて闘つた部落の人々の活動には目を見張るものがあつたのである。それは、第二次幕長戦争の芸州口の活躍によつても明らかである。

茶洗隊の生き残りである富蔵の目に、部落民諸隊の活動がどのように映つたのかは、今では知る由もない。

注

- (1) 山口県教育委員会編『山口県同和問題関係史料集』（近世）山口県教育委員会一九七九年所収「吉田家文書」
- (2) 「幕末における長州藩部落民諸隊の活動」『部落解放研究』四〇号、一九八四年六月
- (3) 「近代『部落』史研究の成果をめぐって」『部落問題研究』一九八五年一〇月
- (4) 北川健「山口県地方史研究大会」発表資料、一九八六年六月八日
- (5) 河村恵之『R部落の由来及び位置』
- (6) 前掲『山口県同和問題関係史料集』所収「水平新聞」一八三〜一八六頁
- (7) 山口県文書館蔵『第二奇兵隊ニ被召捕茶洗金作、富蔵ニ関スル史料』
- (8) 同右

- (9) 同右、
- (10) 徳富蘇峰編『公衆山県有朋伝』原書房、前掲『山口県同
和問題関係史料集』所収「奇兵隊日記」一〇七〜一〇八頁
- (11) 芝原拓自『明治維新の権力基盤』御茶の水書房、二五七
頁
- (12) 田中彰『明治維新政治史研究』青木書店、二二三〜二二
九頁
- (13) 同右、二二四頁
- (14) 同右、二二〇頁
- (15) 同右、二二〇頁
- (16) 同右、二二二頁
- (17) 同右、二二二頁
- (18) 前掲『山口県同和問題関係史料集』所収「中島日記之内
芸州口戦記」二八九頁
- (19) 前掲『第二奇兵隊ニ被召捕茶洗金作、富蔵ニ関スル史
料』所収「金作口書」
- (20) 同右所収「富蔵口書」
- (21) 同右
- (22) 山口県文書館蔵『熊毛郡大野村農民血盟書』
- (23) 前掲『山口県同和問題関係史料集』所収「維新団規則」
一一二〜一一四頁
- (24) 前掲『第二奇兵隊ニ被召捕茶洗金作、富蔵ニ関スル史
料』
- (25) この文書を最初に紹介された布引敏雄氏は「天満宮」と

- 読まれたが、「弓場町」と読む方が適切であると思う。
- (26) 山村竜也『竜也がゆく』所収「慶応元年七月一日付、井
上源三郎書簡」一〇頁
- (27) 同右、一〇〜一一頁
- (28) H・ノーマン全集『日本の兵士と農民』岩波書店、一九
七八年五月